

(その1)

収支報告書 (令和 4 年分)

- (ふりがな) (ほくそうせいけいけんきゅうかい)
- 政治団体の名称 北総政経研究会
 - 主たる事務所の所在地 千葉県香取市佐原口2164-2
 - 代表者の氏名 谷田川 元
 - 会計責任者の氏名 宮澤 健

問合せ先
 (担当者) 濱松 真
 (電話) 0478-54-5678



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 衆議院議員
(現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 谷田川 元

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部 政党

その他の政治団体 (後援会等) 政治資金団体

その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 谷田川 元

公職の種類 衆議院議員
(現職)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

336740
 1/9

因 郵 資 国 全 領 N
 解 後 回 N N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
 K AM S



収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体であっても、本表と表(その17)及び表(その20)宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0		十億	百万	千	円	
									6,104,624
① (前年からの繰越額)	0	2	0						3,337,132
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)	0	3	0						2,767,492
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	0	4	0						1,569,740
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0						4,534,884

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費									
金 額 A	0	6	0		十億	百万	千	円	
									0
員 数	0	7	0						0 <small>人</small>

(2) 寄 附									
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額				備 考	
				十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附	0	8	0					2,255,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	9	0					0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0					0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0					500,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0					2,755,000	080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]	1	3	0					0	
イ 政党匿名寄附	1	4	0					0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1	5	0					2,755,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		坂本 文夫					千葉県香取市佐原口2028-43	自営業	
					10,000	4.1.28			
					10,000	4.3.1			
					10,000	4.3.28			
					10,000	4.4.28			
					10,000	4.5.27			
					10,000	4.6.28			
					10,000	4.7.28			
					10,000	4.8.26			
					10,000	4.9.29			
					10,000	4.10.28			
					10,000	4.11.29			
					10,000	4.12.28			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		平山 眞佐雄					千葉県香取市佐原イ1710	自営業	
					10,000	4.1.28			
					10,000	4.3.1			
					10,000	4.3.28			
					10,000	4.4.28			
800		この頁の小計			40,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		橋本 隆夫					千葉県香取市佐原イ1900	会社役員	
				5,000		4.1.28			
				5,000		4.3.1			
				5,000		4.3.28			
				5,000		4.4.28			
				5,000		4.5.27			
				5,000		4.6.28			
				5,000		4.7.28			
				5,000		4.8.26			
				5,000		4.9.29			
				5,000		4.10.28			
				5,000		4.11.29			
800		この頁の小計		55,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名			金額			年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千				
		薄根 経子					千葉県香取市佐原イ593	自営業	
					5,000	4.1.28			
					5,000	4.3.1			
					5,000	4.3.28			
					5,000	4.4.28			
					5,000	4.5.27			
					5,000	4.6.28			
					5,000	4.7.28			
					5,000	4.8.26			
					5,000	4.9.29			
					5,000	4.10.28			
					5,000	4.11.29			
					5,000	4.12.28			
800		この頁の小計			60,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	石井 従道					千葉県香取市佐原イ1700	自営業
				10,000	4.1.28		
				10,000	4.3.1		
				10,000	4.3.28		
				10,000	4.4.28		
				10,000	4.5.27		
				10,000	4.6.28		
				10,000	4.7.28		
				10,000	4.8.26		
				10,000	4.9.29		
				10,000	4.10.28		
				10,000	4.11.29		
				10,000	4.12.28		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		小長谷 忠義					千葉県香取市佐原イ570	自営業	
					10,000	4.1.28			
					10,000	4.3.1			
					10,000	4.3.28			
					10,000	4.4.28			
					10,000	4.5.27			
					10,000	4.6.28			
					10,000	4.7.28			
					10,000	4.8.26			
					10,000	4.9.29			
					10,000	4.10.28			
					10,000	4.11.29			
					10,000	4.12.28			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		平山 邦恵					千葉県香取市佐原イ1710	自営業	
					5,000	4.1.28			
					5,000	4.3.1			
					5,000	4.3.28			
					5,000	4.4.28			
8	0	0	この頁の小計		20,000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		久保木 一三					千葉県香取市牧野20-2	自営業	
					5,000	4.1.28			
					5,000	4.3.1			
					5,000	4.3.28			
					5,000	4.4.28			
					5,000	4.5.27			
					5,000	4.6.28			
					5,000	4.7.28			
					5,000	4.8.26			
					5,000	4.9.29			
					5,000	4.10.28			
					5,000	4.11.29			
					5,000	4.12.28			
800		この頁の小計			60,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		羽生 常司					千葉県香取市佐原口2122-8	自営業	
				10,000		4.1.28			
				10,000		4.3.1			
				10,000		4.3.28			
				10,000		4.4.28			
				10,000		4.5.27			
				10,000		4.6.28			
				10,000		4.7.28			
				10,000		4.8.26			
				10,000		4.9.29			
				10,000		4.10.28			
				10,000		4.11.29			
				10,000		4.12.28			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	嶋田 相一					千葉県旭市蛇園3306	会社役員
				10,000	4.1.28		
				10,000	4.3.1		
				10,000	4.3.28		
				10,000	4.4.28		
				10,000	4.5.27		
				10,000	4.6.28		
				10,000	4.7.28		
				10,000	4.8.26		
				10,000	4.9.29		
				10,000	4.10.28		
				10,000	4.11.29		
				10,000	4.12.28		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		横田 浩昌					千葉県成田市八代750-1	自営業	
					5,000				4.1.28
					5,000				4.3.1
					5,000				4.3.28
					5,000				4.4.28
					5,000				4.5.27
					5,000				4.6.28
					5,000				4.7.28
					5,000				4.8.26
					5,000				4.9.29
					5,000				4.10.28
					5,000				4.11.29
					5,000				4.12.28
800		この頁の小計			60,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名			金額			年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千				
		布施 修一					千葉県香取市佐原イ66	自営業	
					5,000	4.1.28			
					5,000	4.3.1			
					5,000	4.3.28			
					5,000	4.4.28			
					5,000	4.5.27			
					5,000	4.6.28			
					5,000	4.7.28			
					5,000	4.8.26			
					5,000	4.9.29			
					5,000	4.10.28			
					5,000	4.11.29			
					5,000	4.12.28			
800		この頁の小計			60,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		保立 克之					千葉県香取郡東庄町笹川ろ1011	自営業	
				5,000		4.1.28			
				5,000		4.3.1			
				5,000		4.3.28			
				5,000		4.4.28			
				5,000		4.5.27			
				5,000		4.6.28			
				5,000		4.7.28			
				5,000		4.8.26			
				5,000		4.9.29			
				5,000		4.10.28			
				5,000		4.11.29			
				5,000		4.12.28			
800		この頁の小計		60,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	佐々木 守					千葉県旭市口1337-3	自営業
				5,000	4.1.28		
				5,000	4.3.1		
				5,000	4.3.28		
				5,000	4.4.28		
				5,000	4.5.27		
				5,000	4.6.28		
				5,000	4.7.28		
				5,000	4.8.26		
				5,000	4.9.29		
				5,000	4.10.28		
				5,000	4.11.29		
				5,000	4.12.28		
800	この頁の小計			60,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		秋本 優					茨城県稲敷市阿波1299	自営業	
					10,000	4.1.28			
					10,000	4.3.1			
					10,000	4.3.28			
					10,000	4.4.28			
					10,000	4.5.27			
					10,000	4.6.28			
					10,000	4.7.28			
					10,000	4.8.26			
					10,000	4.9.29			
					10,000	4.10.28			
					10,000	4.11.29			
					10,000	4.12.28			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円				
		土方 峰仙					千葉県旭市岩井120	自営業		
				1,000	000		4.4.15			
800		この頁の小計		1,000	000					
810		その他の寄附								
900		合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		廣瀬 辰臣					千葉県香取市谷中42-1	自営業	
					5,000	4.1.28			
					5,000	4.3.1			
					5,000	4.3.28			
					5,000	4.4.28			
					5,000	4.5.27			
					5,000	4.6.28			
					5,000	4.7.28			
					5,000	4.8.26			
					5,000	4.9.29			
					5,000	4.10.28			
					5,000	4.11.29			
					5,000	4.12.28			
800		この頁の小計			60,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計			2,255,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分		政治団体			
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考		
		十億	百万	千	円				
	新時代システム政治研究会			500	000	4.3.31	千葉県銚子市余山町556	西谷 昭彦	
800	この頁の小計			500	000				
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			500	000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目			金 額				備 考
			十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費						
	(1) 人 件 費	0 1 0				0	
	(2) 光 熱 水 費	0 2 0				0	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0 3 0				0	
	(4) 事 務 所 費	0 4 0				69,740	
	小 計 ((1)~(4))	8 0 0				69,740	
2	政 治 活 動 費		十億	百万	千	円	
	(1) 組 織 活 動 費	0 5 0				0	
	(2) 選 挙 関 係 費	0 6 0				0	
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 ※	0 7 0				0	
(内 訳)	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0 8 0				0	※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること
	イ 宣 伝 事 業 費	0 9 0				0	
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	1 0 0				0	
	エ そ の 他 の 事 業 費	1 1 0				0	
	(4) 調 査 研 究 費	1 2 0				0	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1 3 0				1,500,000	
	(6) そ の 他 の 経 費	1 4 0				0	
	小 計 ((1)~(6))	8 0 1				1,500,000	うち本部・支部間の交付金合計 円
	合 計	9 0 0				1,569,740	←(800)行と(801)行の合計を記載すること

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要		

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
会計監査費			33,000	4.1.25	税理士 五十嵐玲彦	千葉県佐倉市稲荷台1-5-6	
この頁の小計			33,000				
その他の支出			36,740				
合計			69,740				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		寄附金		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
	十億	百万	千	円			
寄付		1,000	000		4.9.1	谷田川元後援会	千葉県香取市佐原口2164-2
"		500	000		4.9.30	"	"
この頁の小計		1,500	000				
その他の支出							
合計		1,500	000				

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	14	15	16			
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 1 月 18 日

政治団体の名称 **北総政経研究会**

会計責任者の氏名 **宮澤 健**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和 5 年 / 月 / 日

北総政経研究会

代表 谷田川 元 殿

登録政治資金監査人 五十嵐 玲彦,

登録番号 第 618 号

研修了年月日 平成 21 年 6 月 29 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、北総政経研究会の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、北総政経研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

北総政経研究会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以上